

藍のふるさと阿波普及啓発事業委託業務 仕様書

1 業務名

藍のふるさと阿波普及啓発事業委託業務（以下「本業務」という。）

2 目的

日本遺産「藍のふるさと阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～」(以下「日本遺産」という。)のストーリーの普遍的価値や魅力を広く普及啓発し、未来に継承することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和3年3月26日（金）まで

4 業務の内容

(1) ストーリーブックの作成

① 目的と内容

日本遺産のストーリーを体系的・専門的な視点も加味した上でわかりやすく構成し、その普遍的価値や魅力を発信するための小冊子を作成する。一般の方々が手軽に読め、また(2)を利用して小中学生に対する指導の際にも利用できるものとする。

② 規格等

A5版 80頁程度（色指定なし）

表紙・裏表紙：マットコート紙 135 kg、本文：書籍紙 57.5 kg

※上記同等以上で作成のこと

③ 納品部数

3,000部

(2) 小中学生向け日本遺産副読本の作成

① 目的と内容

(1)のストーリーブックを小中学生（小学校6年生程度）が見ても分かりやすいものとして構成する。地域の小中学生が学ぼうという意欲を持つ内容とすること。

② 規格等

A4版 オールカラー 20頁程度 マットコート紙 135 kg

※上記同等以上で作成のこと

③ 納品部数

10,000部

(3) 誘客用日本遺産パンフレットの作成

① 目的と内容

日本遺産のストーリーの要点を中心に、地元の魅力（地元の食やお土産等を含む）を抽出し、観光に訪れた方々の興味がそそられるような着地型パンフレットを作成する。

② 規格等

A4版 オールカラー 8頁程度 マットコート紙 135 kg

※上記同等以上で作成のこととする

③ 納品部数

10,000部

5 特記事項

(1) データの二次使用について

Web公開を含め、データの二次使用はできるものとし、前項の制作物(1)～(3)の校了データ（修正作業可能なデータ）と取材・製作で得た写真・図版・地図等の全てを著作権フリーの状態にCD等に焼いて業務完了時に納品すること。

(2) 事業費

委託料は、企画提案書に基づく業務の全て（企画料、デザイン料、雑誌掲載料、取材費、編集費、打ち合わせ費、印刷代、郵送費等）を含む。

(3) 制作物の監修について

制作物の監修者は、協議会が選定する者に依頼すること。

(4) 保証

成果品が第三者の著作権、肖像その他いかなる権利を侵害するものでなく、かつ、合法的なものであること。万一、前項に関して第三者から異議苦情等の申立あるいは実費または対価の請求、損害賠償請求等があった場合には弁護士費用を含めて、受託者の責任と負担においてこれを処理するものとする。

(5) 権利の帰属

著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は受注者に帰属するものとする。

6 納品先

藍のふるさと阿波魅力発信協議会事務局

〒771-1292

徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52-1

藍住町教育委員会社会教育課内

7 留意事項

- ・ 本業務履行にあたり、協議会は受注者が必要とする資料の提供について便宜を図るものとする。
- ・ 協議会又は協議会の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合で、あらかじめ協議会の承諾を得たものについてはこの限りでない。
- ・ 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のために打ち合わせを行うものとする。
- ・ 受注者は、業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。
- ・ 業務の一部を委託する場合は、あらかじめ協議会の同意を得るものとし、再委託を行った作業の結果については、受注者が全責任を負うこと。
- ・ 受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- ・ 委託業務の成果物に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受注者の責任において行うこと。
- ・ 委託業務の成果物の公開に伴い、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受注者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ協議会に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- ・ 受注者は、本業務に関して取扱う個人情報について、事前に協議会の了解を得た場合を除き、原則として、複写、複製しないこととする。また、本業務に関連する個人情報は、使用后速やかに処分すること。
- ・ 本業務履行にあたり、疑義が生じた場合は、協議会及び受注者双方の協議により処理する。